

2017年6月23日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番
川崎汽船株式会社
代表取締役社長 村上英三

第149期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催されました当社第149期定時株主総会において下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第149期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2017年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合することが決定しました。

なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに基づき、2017年10月1日付で当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。変更の内容は次のとおりです。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>20億株</u> とする。 (単元株式) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>2億株</u> とする。 (単元株式) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

(下線部は変更部分です。)

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり朝倉次郎、村上英三、鈴木俊幸、青木宏道、山内剛、明珍幸一、岡部聰、田中誠一の8氏が再選され、細溝清史氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。

なお、岡部聰、田中誠一、細溝清史の3氏は、社外取締役です。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり友田圭司氏が常勤監査役の補欠監査役として、塩川純子氏が社外監査役の補欠監査役として選任されました。

以上

本株主総会終了後に開催された取締役会及び監査役会の結果、当社役員の新たな体制は以下のとおりとなりました。

取締役会長	朝倉次郎	
代表取締役社長	村上英三	(社長執行役員兼務)
代表取締役	鈴木俊幸	(専務執行役員兼務)
代表取締役	青木宏道	(専務執行役員兼務)
代表取締役	山内剛	(専務執行役員兼務)
取締役	明珍幸一	(常務執行役員兼務)
社外取締役	岡部聰	
社外取締役	田中誠一	
(新任)社外取締役	細溝清史	
常勤監査役	吉田圭介	
社外監査役	林敏和	
社外監査役	志賀こず江	

~~~~~  
当期の期末配当金につきましては、株主の皆さまには誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

# 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、2017年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合すること及び単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

## 1. 株式併合後のご所有株式及び議決権数

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

なお、株式併合の前後で、会社の純資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

効力発行前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後述の当社株主名簿管理人及び特別口座管理機関までお問い合わせください。

株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | 効力発生後  |      |      |
|----|--------|------|--------|------|------|
|    | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000株 | 2個   | 200株   | 2個   | なし   |
| 例② | 1,050株 | 1個   | 105株   | 1個   | なし   |
| 例③ | 1,003株 | 1個   | 100株   | 1個   | 0.3株 |
| 例④ | 800株   | なし   | 80株    | なし   | なし   |
| 例⑤ | 147株   | なし   | 14株    | なし   | 0.7株 |
| 例⑥ | 5株     | なし   | なし     | なし   | 0.5株 |

## 2. 1株未満の端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（前頁の例③、⑤、⑥の場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払する金額は2017年11月下旬頃にお送りすることを予定しています。効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（前頁の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

## 3. 株式併合後の受取配当金

株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績連動等他の要因を除き、株式併合を理由に株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取・買増」制度をご利用いただくことによって、端数株式が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取・買増のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、下記の株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関まで問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

本件、その他に関して、ご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

住所：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以上